

南小国町

特定事業主行動計画
(平成 27 年度～平成 31 年度)
(平成 28 年度一部変更)

策 定 者

南 小 国 町
南 小 国 町 教 育 会
南小国町選挙管理委員会
南小国町代表監査委員
南小国町農業委員会
南小国町議会事務局

1. 目的

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年度に次世代育成支援対策推進法が制定されたことに伴い、本町では特定事業主行動計画（以下「次世代行動計画」という。）を定め、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に実行してきたところですが、平成27年度に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、女性活躍推進法においても特定事業主行動計画（以下「女性活躍推進行動計画」という。）を定めることが義務付けられました。

平成27年9月25日に閣議決定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針について」により、女性活躍推進行動計画の策定に当たっては、次世代行動計画の内容と整合を図ることとされているため、本町では、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として定めている次世代行動計画に女性活躍推進行動計画で定めるべき内容を含め、一つの行動計画とすることで、職員の仕事と子育ての両立支援及び女性の活躍推進等を総合的かつ効果的に実行することができるかと判断し、平成28年度に、南小国町特定事業主行動計画の一部変更しました。

本町では、新たな南小国町特定事業主行動計画を妥協なく、忠実に実行していくことにより、出産・育児を経験した女性職員が安心して復職でき、かつ全職員が仕事と育児を安心して両立できる職場環境の実現を目指します。

2. 計画期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの5年間
（平成28年度一部変更）

3. 計画の推進体制

- ①次世代育成支援対策及び女性の職業生活における活躍の推進を効果的に推進するため、各課等における担当者を構成員とした行動計画策定・実施委員会を設置します。
- ②次世代育成支援対策及び女性の職業生活における活躍の推進に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施します。
- ③出産、育児及びその後の復職並びに仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行います。
- ④啓発資料の作成・配布、必要な研修・講習の実施等により、本計画の内容を周知徹底します。
- ⑤本計画の実施状況については、年度ごとに、行動計画策定・実施委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

4. 計画の具体的内容

①職員の勤務環境に関するもの

I. 妊娠中及び出産後における配慮

- i 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。

(実施開始：平成27年度から)

- ii 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。

(実施開始：平成27年度から)

- iii 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。

(実施開始：平成27年度から)

- iv 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととします。

(実施開始：平成27年度から)

- v 職員の採用に際し、平成27年度時点では採用率の男女差はほとんどない状況ですが、受験者数はおよそ3：1と女性受験者が少数であるため、女性が働きやすい職場作りを推進することで、女性受験者数の向上を図ります。

(実施開始：平成28年度から)

II. 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

i 育児休業及び部分休業制度の周知

- A. 育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図ります。

(実施開始：平成27年度から)

- B. 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行います。

(実施開始：平成27年度から)

ii 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- A. 担当部署は、定期的に育児休業等の制度の趣旨を周知し、職場の意識改革を行います。

(実施開始：平成27年度から)

- B. 育児休業の申し出があった場合、事例ごとに当該部署において業務

分担の見直しを行います。
(実施開始：平成27年度から)

iii 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

A. 直属の上司は、育児休業中の職員に対して、休業期間中に発生した職場の出来事であって職場復帰後の業務に影響があると思われるものについては、必要の都度連絡を行います。

(実施開始：平成27年度から)

B. 直属の上司は、育児休業から復職する職員に対して、スムーズに業務に取り掛かれるよう、育児休業期間中の職場の動き等の説明、最新のOA機器等が導入された場合には操作説明等を行います。

(実施開始：平成27年度から)

C. 平成27年度時点での男女別平均勤続年数にはほとんど差異はありませんが、出産・育児休業から復職を望む女性職員が、復職後活躍できる人員配置、事務配分及び職場の雰囲気作りを行います。

(実施開始：平成28年度から)

iv 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

(実施開始：平成27年度から)

◎ 以上のような取組みを通じて、育児休業等の取得率が男性10%以上、女性100%となるよう努めます。

III. 超過勤務の縮減

i 育児を要する児童を扶養する職員が、時間外勤務をすることによって育児に支障があると認められる場合、直属の上司は、時間外勤務命令を出さないこととし、町長は、突発的な時間外勤務が発生する可能性が比較的高い部署にその職員を配置しない等の配慮を行うことで、育児と仕事の両立を図れる職場環境作りに努めます。

(実施開始：平成28年度から)

ii 定時退庁日を設定し、館内放送及び回覧等による注意喚起を図るとともに、管理職による定時退庁の率先垂範を行います。

(実施開始：平成27年度から)

iii 課ごとの超過勤務の状況を総務課で把握し、超過勤務の多い課の管理職からヒヤリングを行った上で、注意喚起を行います。
(実施開始：平成27年度から)

iv 新たな事業等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討を行い、併せて、既存事業との関係を整理し、必要に応じて統廃合を行うことにより、事務負担の軽減を図ります。
(実施開始：平成27年度から)

◎ 以上のような取組みを通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について上限目安150時間の達成に努めます。(ただし、選挙、予算編成、確定申告、災害発生時等の時期によりやむを得ない時間外勤務についてはこの限りではありません。)

IV. 休暇の取得の促進

i 年次休暇の取得の促進

A. 職員は、年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図るとともに、総務課は、管理職に対して部下の年次休暇の取得状況を通知し、管理職は、部下に対し計画的な年次休暇の取得を指導します。
(実施開始：平成27年度から)

B. 課長会議等の場において、総務課長から定期的に年次休暇の取得促進を徹底して周知し、職場全体で年次休暇が取得しやすい雰囲気作りに努めます。
(実施開始：平成27年度から)

C. 管理職は、部下が安心して年次休暇の取得ができるよう、事務処理において、相互応援ができる体制を整備します。
(実施開始：平成27年度から)

ii 家族ための休暇の取得の促進

A. 子供の予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図ります。
(実施開始：平成27年度から)

B. 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図ります。
(実施開始：平成27年度から)

iii 連続休暇等の取得の促進

A. 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図ります。
(実施開始：平成27年度から)

B. 国民の祝日や夏期休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図ります。
(実施開始：平成27年度から)

C. ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議を自粛します。
(実施開始：平成27年度から)

◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得が前年度よりも増加するよう努めます。

iv 子供の看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

A. 子供の看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員が、必ず休暇を取得できる雰囲気醸成に努めます。
(実施開始：平成27年度から)

②. その他の次世代育成支援対策に関する事項

I. 子供を連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、ベビーベッドの設置や、親切的対応等のソフト面での環境改善に取り組むことで、子育てバリアフリー化を推進します。
(実施開始：平成27年度から)

II. 子供を交通事故から守る活動や、地域住民の自主的な防犯活動・少年の非行防止等の呼びかけを実施し、子供を安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民とともに環境の整備に努めます。
(実施開始：平成27年度から)

III. 職員に対し、家庭における子育てやしつけに関する情報等の提供を行うことで、家庭の教育力の向上を図ります。
(実施開始：平成27年度から)

◎ 以上のような取組を通じて、南小国町全体に子育てに関する関心が広まり、子育てに関して地域の協力が得られる環境作りに努めます。